

加賀市の中小企業支援制度 (2026年度版)

中小企業の元気を応援します

〈ページ構成〉

● 創業支援	…	3
● 新商品開発支援	…	6
● 設備導入支援	…	7
● 伝統工芸振興支援	…	8
● 人材育成支援	…	9
● 労働者支援	…	10
● 企業進出支援	…	12
● 融資関連情報	…	13

〈問い合わせ先〉

加賀市産業部商工課

加賀市大聖寺八間道65 かが交流プラザさくら3F

☎0761-72-7940 ✉shoukou@city.kaga.lg.jp

● 加賀市創業応援ネットワーク

加賀市内でこれから創業をお考えの方や創業間もない方を対象に、それぞれの強みを生かした支援サービスを提供するネットワークです。

各支援機関では、創業の段階に合わせた様々なメニューを用意し、皆様の夢の実現に向けたお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

団体名	連絡先
加賀市役所 商工課	0761-72-7940
加賀商工会議所	0761-73-0001
山中商工会	076-204-6816
北國銀行 加賀営業部	0761-72-1201
北陸銀行 大聖寺支店	0761-72-1212
福井銀行 大聖寺支店	0761-72-1740
金沢信用金庫 大聖寺支店	0761-72-1271
日本政策金融公庫 小松支店 国民生活事業	0761-21-9101

● その他の窓口

そのほか、石川県の機関や、公的機関では支援が難しい、実体験に基づく相談対応を行う「商店主等の経験者が創業希望者を支援する民間団体」とも連携しています。

団体名	連絡先
石川県産業創出支援機構 (ISICO)	076-267-1001
加賀未来サロン	https://kaga-miraisalon.com/ 「加賀未来サロン」 で検索



● 新規出店支援事業

商店街等において商業店舗の新規出店または新装開店を行う場合、工事費等の一部を助成します。

要件等	その内容
対象区域	市内全域
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに建設、若しくは空き店舗を活用して、商業店舗を新規開店する者 ・現に営業している商業店舗を改装し、新規事業に取り組む者
申請受付期間	募集要項で定める期間
対象経費	新規開店および改装にかかる内外装工事費（付帯設備を含む）、備品費及び宣伝広告費
補助上限額	対象経費の1/2 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等を活用する場合：200万円 ・新築する場合：100万円 ・既存店舗を改装する場合：50万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会を経て対象者を決定する ・詳細条件は市ホームページに掲載する募集要項を確認すること



● 商店街チャレンジショップ事業

創業を志す方向けに試験店舗スペース（チャレンジショップ）を提供します。

要件等	その内容
対象施設	商店街チャレンジショップ事業用建物（2区画）の貸し出し 所在地：加賀市片山津温泉乙27番地3、27番地12
施設概要	面積：店舗1：18.1㎡ 店舗2：18.9㎡ 設備：室内照明、室内エアコン、共用トイレ、共用洗面所
対象者	将来的に起業を目指す者で、小売業を行う者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・小売業とともに別の事業を行っても構わない ・原則として週4日以上かつ1日4時間以上の営業を行うこと
貸与条件	1年目：賃料の全額を免除 2年目：賃料の2/3を免除 3年目：賃料の1/3を免除 4年目以降：免除なし
申請受付	現利用者の更新等の状況を踏まえ、都度市ホームページで募集する

● 創業等支援融資利子補給事業

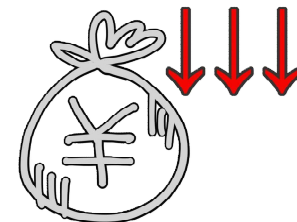
次の融資を利用して創業する場合、支払い利子の一部を補給します。

要件等	その内容
対象融資制度	①石川県事業転換支援融資 ②石川県創業者支援融資 ③石川県小口零細融資（創業者を対象にしたものに限る） ④日本政策金融公庫が実施する国民生活事業による創業・事業転換融資 ※石川県移住創業者無利子化補助金との併給は不可
対象者	次のすべてに該当する者 ①市内に事業所を有する中小企業者（個人にあっては市内に住所を有する者） ②市内で創業または事業転換を図る者 ③市税等の滞納がない者
補助金額	支払い利子の1/2以内とし、1年度あたり10万円を限度とする
対象期間	融資実行日から2年間
申請方法	融資実行後すみやかに事前報告書類を提出してください

● 石川県移住創業者無利子化補助金

県外から石川県に移住して創業する方で、次の融資を利用した場合、支払い利子の全額を補給します。

要件等	その内容
対象融資制度	①石川県創業者支援融資 ②石川県小口零細融資（創業者を対象としたものに限る）
対象者	県外から移住して創業を行う者 ※詳しくは加賀商工会議所または山中商工会にお尋ねください
補助金額	支払い利子の全額
対象期間	融資実行日から3年間



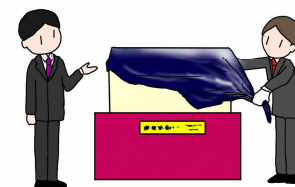
● 新商品開発助成事業

市内の中小企業者等が行う新商品・新サービスの開発や既存商品等の改良、販路開拓に必要となる費用の一部を助成します。

要件等	その内容
補助対象事業	①従来品と比較して地域性又は独創性に富む商品・技術・サービスの開発 ②新市場を開拓するための商品・技術・サービスの開発 ③既に製品化された新商品（販売を始めて3年以内）の事業化行動
募集区分	①加工食品 ②伝統的工芸品（九谷焼・山中漆器） ③一般製品等（加工食品、伝統的工芸品以外の商品・サービス）
対象者	常用雇用従業員がおおむね 50 人未満の市内に事業所のある中小企業者等で、市税等の滞納が無いもの
補助対象経費	①試作品開発費・試験研究費 （原材料費、機械装置費、工具費、外注加工費、デザイン費、コンサルティング費、知的財産導入費等） ②販売促進費 （広告費、展示会出展費、Web サイト制作費等）

補助金額	最大50万円 （補助対象経費の2分の1以内） （②販売促進費の限度額は 10 万円）
受付期間	募集要項で定める期間
その他	・審査会を経て対象者を決定する ・詳細条件は市ホームページに掲載する募集要項を確認すること

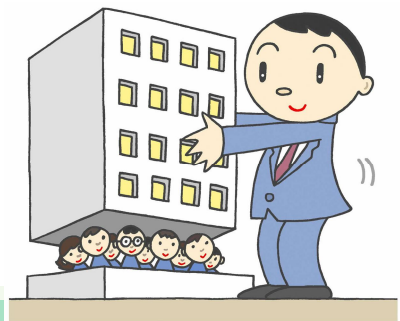
新作発表



● 中小企業設備投資促進助成

設備貸与制度を利用した市内中小企業者に対し、貸与利子の一部を助成します。

要件等	その内容
対象貸与制度	①一般社団法人石川県鉄工機電協会の機械設備貸与制度 ②公益財団法人石川県産業創出支援機構の設備貸与制度
対象者	市内で引き続き1年以上同一事業を営んでおり、市税等の滞納がない者
補助金額	貸与利率の1.0%～1.5%相当額 1企業1年度につき、上限60万円
対象期間	契約締結の日から3年間～7年間
申請方法	契約締結後すみやかに申請書類を提出してください



● 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定

市の導入促進基本計画に基づき「先端設備等導入計画」を作成して市の認定を受けることで、償却資産に係る固定資産税の減免などの支援制度を利用できます。

<対象となる中小企業>

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
製造業及び 下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

支援制度

- ①償却資産に係る固定資産税の特例措置
- ②特定の国補助金の優先採択
- ③民間金融機関融資の信用保証に関する支援 等

注意事項

労働生産性の向上や、生産性向上等に関して、別途確認書などが必要です。詳しくはお問い合わせください

● 山中伝統漆器後継者育成事業

山中漆器の後継者となる意志を有する方に伝統技術修得のための奨励金を支給します。

要件等	その内容
対象者	<p>経済産業大臣指定の「山中漆器」の製造に従事している者であって、次のすべてに該当する者</p> <p>①製造工程の中で、木地、下地、上塗、蒔絵、拭漆、塗装のいずれかの分野に従事する者</p> <p>②製造従事期間が3年未満の者</p> <p>③伝統技術の修得に強い意欲を有する者</p> <p>④奨励金交付終了後、引き続き5年以上、市内で山中漆器の製造に従事する意志を有する者</p> <p>⑤市税等の滞納がない者</p> <p>※その他にも要件があります。</p>
対象経費	<p>研修会、講演会、見学会等への参加経費、製造実習のための経費、展示会出品のための経費または参考文献、図書の購入費等、伝統産業技術習得のための自己研鑽、研修等に必要経費</p>
補助金額	<p>1年目：月額5万円</p> <p>2年目：月額4万円</p> <p>3年目：月額3万円</p> <p>※工程により1年間のみ場合があります</p>

● 九谷焼後継者育成事業

九谷焼の後継者となる意志を有する方に伝統技術修得のための奨励金を支給します。

要件等	その内容
対象者	<p>経済産業大臣指定の「九谷焼」の製造に従事している者であって、次のすべてに該当する者</p> <p>①市内に住所を有し、市内の事業所で勤務している者</p> <p>②製造従事期間が3年未満の者</p> <p>③伝統技術の修得に強い意欲を有する者</p> <p>④奨励金交付終了後、引き続き5年以上、市内で九谷焼の製造に従事する意志を有する者</p> <p>⑤原則として満40歳未満の者</p> <p>⑥市税等の滞納がない者</p> <p>※その他にも要件があります。</p>
対象経費	<p>研修会、講演会、見学会等への参加経費、製造実習のための経費、展示会出品のための経費または参考文献、図書の購入費等、伝統産業技術習得のための自己研鑽、研修等に必要経費</p>
補助金額	<p>1年目：月額5万円</p> <p>2年目：月額4万円</p> <p>3年目：月額3万円</p>

● 加賀市式リスクリング推進事業

生産性向上と働きやすさの向上を目指す企業に、リスクリングに取り組む環境や機会を提供します。

要件等	その内容
対象者	市内に事業所をもつ事業者、又は個人事業主
	オンライン講座利用アカウントの交付
概要	・オンラインで自由な時間にスキル修得のために学習できる教材アカウントを無償配布します
申請方法	事業所単位で申込をしてください ※数に限りがありますので、ご希望に添えない場合もございます。 詳しくは市ホームページで確認してください。

要件等	その内容
対象者	市内に事業所をもつ事業者、又は個人事業主
	経営者向けのリスクリングセミナーの開催
概要	生産性向上のための人材育成・リスクリングの手法や、先行事例を学ぶことができるセミナーを開催
開催時期	内容が決まり次第ホームページでお知らせします。

<https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/sangyou/syoukouka/koyousyuurousien/12385.html>



● いしかわ移住支援金

東京23区内で就業していた方が移住して対象事業所に就職する場合などに支援金を支給します。

要件等	その内容
対象者	<p>①の条件を満たす者のうち、②～⑤のうち、いずれかに該当するもの</p> <p>①移住に関する要件 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤していた者で、住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していたもの。ただし、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者は通学期間も対象期間に含む。</p> <p>②就業に関する要件 ILACのUIターン向け求人サイト「イシカワノオト」に移住支援金の対象として掲載している求人に新規就業したものの。ただし、高度人材のうち、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した者は、上記サイトに掲載されていなくても対象)</p>

③テレワークに関する要件
所属先企業等からの命令ではなく自己の意思で移住した場合で、移住先（加賀市）を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行い、地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない者

④関係人口に関する要件
移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、加賀市が本事業における関係人口と認める者

⑤起業に関する要件
起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から1年以内である者

上記の要件以外にも諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

補助金額
 単身の場合：60万円
 世帯の場合：100万円
 18歳未満の子ども一人につき100万円を加算します。

● 就業等支援機関一覧

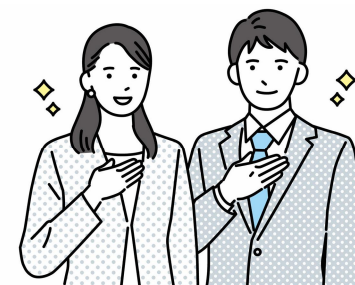
各支援機関では、就職、転職に向けた相談、支援等を行なっています。お気軽にご相談ください。

団体名	連絡先	支援内容
ハローワーク加賀	0761-72-8609	求人情報提供、職業紹介、職業相談などの就職支援を行なっています。
ジョブカフェ石川 加賀サテライト	0761-21-2223	35歳未満の方を対象に就職相談、セミナーの開催など、若者の就職支援を行なっています。
若者サポートステーション石川	076-235-3060	15～39歳の無業者の方に、就労に向けた相談や職業的自立支援プログラムを用意し就労支援を行なっています。
いしかわ就職・定住総合サポートセンター (ILAC)	076-235-4510	UIターン、移住希望者、学生、女性、専門知識を持つ転職者など、あらゆる人材の県内就職および移住を支援します。

● 労働相談窓口

厚生労働省では、「労働条件に関する総合サイト」を設置し、雇用者と労働者向けの情報を提供しています。

- ・ 雇用者向け情報
<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>
- ・ 労働者向け情報
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/top.html>



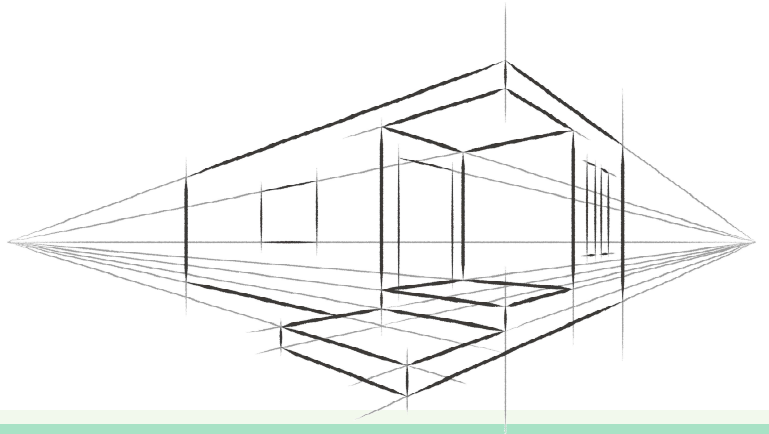
● 立地支援・補助金

要件等	その内容
製造業	用地および新增設した工場や設備などの固定資産税・都市計画税の最大10年間免除 石川県の支援制度との併用可（最大50億円）
運輸業	用地および新增設した工場や設備などの固定資産税・都市計画税の最大3年間免除 石川県の支援制度との併用可（最大50億円）
情報通信業、ソフトウェア業、サテライトオフィス、コールセンター等	雇用、通信経費および事務所賃貸料に対する補助金 上限2,500万円
スタートアップ企業、ベンチャー企業	雇用、通信経費、土地建物賃貸料、事務所開設費、広告宣伝費、通信環境、設備に係る費用に対する補助金 上限2,500万円

● 窓口相談について

用地、建物、設備等の取得に要する経費に対する融資や企業立地用地（民間用地）のご提案もしております。

詳細は市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/sangyou/syoukouka/1843.html>



● 中小企業振興資金融資制度

市内中小企業者の資金繰りの確保による経営安定を支援するため、金融機関と連携し融資します。

要件等	その内容
対象者	次のすべてに該当する者 ①中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定する中小企業者 ②1年以上市内に事業所を有し、引き続き同一事業を営んでいる者 ③市税等の滞納がない者
限度額	4,000万円
融資期間 (据置期間)	7年以内（1年以内）
利率	1.75%以内 ※申込時に最新の利率を確認してください。
資金使途	事業資金
償還方法	原則として、元金均等月賦償還
取扱金融機関	市内金融機関の各支店窓口
信用保証、 保証人、 担保など	取扱金融機関所定の扱い
保証料率	石川県信用保証協会が定める

● 中小企業季節資金融資制度 (盆・年末期)

市内中小企業者を対象に、盆・年末期の短期資金の運用を支援するため金融機関と連携し融資します。

要件等	その内容
対象者	中小企業振興資金融資制度と同じ
限度額	500万円
取扱時期	■盆 6月15日～8月31日 ■年末 11月1日～12月31日
融資期間	6か月以内
利率	1.85%以内 ※申込時に最新の利率を確認してください。
資金使途	運転資金
取扱金融機関	市内金融機関の各支店窓口

※創業者の方は利子及び信用保証料補給制度をご確認ください。



加賀市制度金融－1

制度名	融資対象	資金 使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先 (受付期間)	所 轄 課	
			限 度 額 (千円)	期 間 (内 据置期間)	利 率 (年)%	担 保	保 証 料				
組合強化 資金	商工会議所又は商工会の 会員で組織する中小企業 団体の組織に関する法律 の規定に基づく組合及び 連合会並びに当該組合の 組合員であって、市内に 事業所を置くもの	設備 資金	組 合 50,000千円 組合員 20,000千円	設 備 7年以内 (1年以内)	1.70% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫 商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	商 工 課	
商工業振興資金	加賀市企業立地促進条例 の助成対象となる右記の 施設に係る設備投資	ア 工場 イ 運輸 ウ 研究所・ソフトウェア業等の事業所 エ 保養施設 オ 高度化事業を実施する組合 カ 観光施設 キ 産業振興に係る施設									
		設備 資金	500,000千円	15年以内 (3年以内)	1.40% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	市長の認定書 を添えて 取扱金融機関 (随時)		
	設備 資金	500,000千円 (事業費の 4/5以内)	10年以内 (2年以内)	1.45% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	金融機関の 所定の扱い による	市長の認定書 を添えて 取扱金融機関 (随時)				
商店街 振興資金	①地域商店の特性を活か す商店街振興事業を行う 振興組合等 ②①に係る組合員で卸 売・小売・飲食及びサー ビス業を営むもの	設備 資金	①100,000千円 (事業費の 4/5以内) ②30,000千円 (事業費の 1/2以内)	10年以内 (2年以内)	1.45% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	金融機関の 所定の扱い による	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	市長の認定書 を添えて 取扱金融機関 (随時)		
製造 加工業 振興資金	日本標準産業分類大分類 に規定する製造業者又は 製造小売業者で、市内に 事業所を有するもの	設備 資金	40,000千円 (事業費の 4/5以内)	10年以内 (2年以内)	1.70% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	市長の認定書 を添えて 取扱金融機関 (随時)		

※市税等の滞納状況によっては、融資を利用出来ない場合があります。

加賀市制度金融－2

制度名	融資対象	資金 使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先 (受付期間)	所 轄 課	
			限 度 額 (千円)	期 間(内 据置期間)	利 率 (年)%	担 保	保 証 料				
商 工 業 振 興 資 金	中小企業 振興資金	中小企業信用保険法(昭和 25年法律第264号)に規定 する中小企業者であって 1年以上市内に事業所を有 し、引き続き同一事業を 営んでいるもの	事業 資金	40,000千円	7年以内 (1年以内)	1.75% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	市長の回答書 を添えて 取扱金融機関 (随時)	商 工 課
	中小企業 季節資金	中小企業信用保険法(昭和 25年法律第264号)に規定 する中小企業者であって 1年以上市内に事業所を有 し、引き続き同一事業を 営んでいるもの	運 転 資 金	5,000千円	6か月 以内	1.85% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	取扱金融機関 (盆6/15～8/31 年末11/1～12/31)	
	観光振興 資金	旅館業者を構成員とする 組合員等	設 備 資 金 運 転 資 金	30,000千円 15,000千円	10年以内 (2年以内) 5年以内 (1年以内)	1.60% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	保証協会の 所定の扱いに よる	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤労者 生活安定 小口資金	勤労者	生 活 資 金	1,000千円	5年以内	3.15% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる	金融機関の 所定の扱いに よる	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
	育児・介護 休業資金	育児・介護休業取得者	生 活 資 金	1,000千円	5年以内	1.65% 以内	金融機関の 所定の扱いに よる 保証人 1名以上	金融機関の 所定の扱いに よる	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	

※市税等の滞納状況によっては、融資を利用出来ない場合があります。

加賀市制度金融－3

《石川県に協調している制度》

制度名	融資対象	資金使途	融資条件					取扱金融機関等	融資申込先 (受付期間)	所轄課			
			限度額 (千円)	期間(内 据置期間)	利率 (年)%	担保	保証料						
商工業振興資金	小口融資 (一般分) (県と協調)	会議所等の会員又は経営指導を受けている方で次のいずれかをみたまものア. 従業員40人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)10人以内)イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員40人以内	事業資金	20,000千円 ※ただし、一般分、特別小口分、当座貸越分及び小口零細融資(零細分)の合計で20,000千円以内とする。	設備 7年以内 (1年以内)	2.55%以内	原則 無担保	保証協会の定める率	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫	商工会議所 又は商工会を 経由のうえ 取扱金融機関 (随時)	県経営支援課		
	小口融資 (特別小口分) (県と協調)	小規模企業者 (ア. 従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)等			20,000千円							運転 5年以内 (1年以内)	2.50%以内
	小口融資 (当座貸越分) (県と協調)	小口融資利用者のうち、一定の財務要件等をみたま方			5,000千円							2年以内	
	小口零細融資 (零細分) (県と協調)	小規模企業者 (ア. 従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)	事業資金	20,000千円 ※ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高を含めて20,000千円以内	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	2.50%以内	原則 無担保	保証協会の定める率	石川県知事が定める金融機関	商工会議所 又は商工会等の 認定書を添えて 取扱金融機関 (随時)			
	企業立地促進融資 (県と協調)	石川県企業立地促進融資制度対象者 (県と協調)	設備資金	500,000千円 (投資額の2/3以内)	15年以内 (2年以内)	2.40%以内 ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利 2.40%以内	金融機関の所定の 扱いによる	保証協会の定める率	石川県知事が定める金融機関	知事の認定書を添えて 取扱金融機関 (随時)		県産業立地課	